

電波伝搬障害防止事務処理規程を次のように定める。

平成23年2月25日

総合通信基盤局長 桜井 俊

電波伝搬障害防止事務処理規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防止区域の指定等（第3条～第17条）
- 第3章 防止区域を表示する図画の備付け及び縦覧等（第18条～第22条）
- 第4章 防止区域における措置等（第23条～第32条）
- 第5章 伝搬障害防止のための協議に関するあっせん等（第33条～第40条）
- 第6章 違反の場合の措置等（第41条・第42条）
- 第7章 関係行政機関等との協力（第43条・第44条）
- 第8章 罰則に関する措置等（第45条～第48条）
- 第9章 事前協議を促進するための情報提供等（第49条）
- 第10章 防止区域以外の地域における措置等（第50条・第51条）
- 第11章 報告（第52条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この通達は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下「地方局」という。）で行う伝搬障害防止に関する事務処理手続について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 電波法（昭和25年法律第131号）をいう。
- (2) 行政手続法 行政手続法（平成5年法律第88号）をいう。
- (3) 情報通信技術利用法 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）をいう。
- (4) 施行令 電波法施行令（平成13年政令第245号）をいう。
- (5) 伝搬障害規則 電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和39年郵政省令第16号）をいう。
- (6) 情報通信技術利用法施行規則 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）をいう。

- (7) 審査基準 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）をいう。
- (8) 免許事務処理規程 無線局免許等事務処理規程（平成13年1月6日総基総第10号）をいう。
- (9) 電子証明書 情報通信技術利用法施行規則第2条第2項第2号に定めるものをいう。
- (10) 局長 情報流通行政局長又は総合通信基盤局長をいう。
- (11) 地方局長 総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長をいう。
- (12) 総合無線局監理システム 無線局に関する各種のデータベースを構築し、そのデータベースを活用して、無線局申請処理、無線局監督、伝搬障害防止等の電波監理業務の迅速かつ効率的な実施を支援するシステムをいう。
- (13) 窓口閲覧制度 総務省文書管理規則（平成13年総務省訓令第1号）第49条に規定する地方局における閲覧者の申出による文書の閲覧手順をいう。
- (14) 重要無線通信 法第102条の2に規定するものをいう。
- (15) 普通無線通信等免許人 電波伝搬路の全部又は一部が防止区域に指定されていない重要無線通信、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条若しくは第37条の2の規定によりガス事業の許可を受けた者がガス供給指令若しくは保安の確保の用に供する無線設備により行う無線通信又は水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の規定により水道事業の認可を受けた者、同法第26条の規定により水道用水供給事業の認可を受けた者、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項若しくは第25条の3の事業計画の認可を受けた者又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第3条第1項の規定により工業用水道事業の届出をし、若しくは許可を受けた者が、その業務の用に供する無線設備により行う無線通信の当該無線局の免許人をいう。

第2章 防止区域の指定等

（指定願の提出依頼）

第3条 免許担当課から、免許事務処理規程第32条の3第2項（同規程第32条の7第2号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防止区域の指定作業の依頼があったときは、必要に応じ、重要無線通信を行う無線局に係る申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に対し、様式1の指定願に次の書類を添えて提出するよう依頼するものとする。

- (1) 防止予定区域（防止区域として指定を希望する区域をいう。以下同じ。）管理票
- (2) 防止予定区域に係る地域名称表
- (3) 防止予定区域に係る電波伝搬路の全区間の見通図及び指定希望区間の拡大見通図
- (4) 防止予定区域における既存の高層建築物等（法第102条の3第1号に規定す

るものをいう。以下同じ。)の情報及びクリアランスの情報を記載した書類
(5) 防止予定区域を表示する図面

(審査の開始)

第4条 前条の規定に基づき申請者から指定願の提出があったときは、速やかに形式審査を行うものとする。

2 形式審査において、当該指定願に記載された事項に不備があるものと認めるときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求めるものとする。

3 提出された防止予定区域が、その地域における環境等から防止区域の指定が必要の範囲と考慮し難い場合は、申請者から事情を聴取するものとする。

(総合無線局監理システムへの入力)

第5条 形式審査終了後は、指定願に記載されている事項を総合無線局監理システムに入力するものとする。

(関係行政機関への建築計画等の照会)

第6条 防止予定区域を管轄する特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。)及び地方公共団体の都市計画部局(以下「関係行政機関」という。)に対し、様式2の文書により、当該防止予定区域における次の各号に掲げる事項(以下「建築計画等」という。)について照会するものとする。

- (1) 現在建築中の高層建築物等の有無及びその概要
- (2) 高層建築物等に係る建築確認申請の有無及びその概要
- (3) 高層建築物等に係る建築確認済の通知の有無及びその概要(建築基準法第77条の18第1項において指定された者(以下「指定確認検査機関」という。)による確認を含む。)
- (4) 建築基準法第55条第3項第1号若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第59条第4項又は第59条の2第1項の規定による特定行政庁の許可の有無及びその概要(当該許可により高層建築物等となるものに限る。)
- (5) 次に掲げる処分に係る指定行為(法第102条の3第1項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。)の有無及びその概要
 - ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第4号に基づく特定街区の都市計画の決定
 - イ 都市計画法第12条の5第3項に基づく再開発等促進区内の地区整備計画の決定
 - ウ 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項に基づく都

市再生特別地区における都市計画の決定

エ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定

オ 建築基準法第59条の2第1項に基づく許可

2 前項に基づき関係行政機関へ依頼するときの調査対象期間及び回答期限は、次のとおりとする。

(1) 前項第2号から第4号までに係る調査対象期間は、関係行政機関への照会日から過去1年間とする。

(2) 回答期限は、関係行政機関への照会日から1ヶ月以内の設定とする。

（関係行政機関から建築計画等の回答があったときの処理）

第7条 関係行政機関から建築計画等の回答があったときは、当該建築計画等が、当該照会に係る防止予定区域内に含まれるものかどうか確認するものとする。

2 前項の確認の結果、建築計画等が当該照会に係る防止予定区域内に含まれることが確認でき、伝搬障害の見込みの有無の判定のために詳細な情報を必要とするときは、当該関係行政機関から提供のあった連絡先に対して求めるなどの方法により情報を入手するものとする。

（伝搬障害の見込みの有無の判定）

第8条 審査基準第45条別添8の伝搬障害の判定基準（以下「判定基準」という。）に基づき、伝搬障害の見込みの有無を判定するものとする。

（伝搬障害の見込みがあるときの防止予定区域の確認）

第9条 前条の規定により伝搬障害の見込みの有無を判定した結果、第6条第1項第5号に係る指定行為による伝搬障害の見込みがあるときは、申請者に対し、実際に障害が発生するまでの間当該障害発生見込み部分を除外した防止区域の指定を希望するかどうか確認するものとする。

2 前項の確認の結果、申請者が防止区域の指定を希望するときは、当該障害発生見込み部分を除外した区域を防止区域の指定を要すると認められる区域とするものとする。

（判定結果の免許担当課への通知）

第10条 第8条の判定を行ったときは、第3条の規定により防止区域の指定作業の依頼を行った免許担当課に対し、当該判定に係る書類を添えてその旨通知するものとする。

(局長への報告)

第 1 1 条 防止区域の指定を要すると認められるときは、様式 3 の報告書により速やかに局長に報告するものとする。

2 前項の規定により局長に報告するときは、当該報告に係る本省送付日等の進行管理情報を総合無線局監理システムに入力するものとする。

(申請者への通知等)

第 1 2 条 伝搬障害の見込みがあり、防止区域の指定を要すると認められないときは、申請者に様式 4 の通知書により通知するものとする。この場合において、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 5 7 条第 1 項の規定による教示を行い、当該命令書は配達証明郵便をもって送付する又は申請者に直接手交するものとし、適宜の受領簿に必要事項を記載するものとする。

2 前項の規定により、当該電波伝搬路に係る総合無線局監理システムへの入力情報は交付日から 6 0 日後に削除するものとする。

(防止区域の指定の通知)

第 1 3 条 局長から防止区域の指定に係る通知があったときは、申請者に様式 5 の通知書により通知するものとする。

(免許人からの防止区域の指定)

第 1 4 条 第 3 条から前条までの規定は、重要無線通信を行う無線局の免許人（以下「免許人」という。）から防止区域の指定を希望する旨の申出があった場合について準用する。

(同一伝搬路に係る伝搬障害防止区域の指定)

第 1 5 条 複数の申請者又は免許人間で同一伝搬路を共用する場合の伝搬障害防止区域の指定においては、申請者又は免許人単位ではなく当該伝搬路に係る一つの伝搬路の指定で、処理するものとする。なお、同一伝搬路とは、施行令第 8 条第 1 項各号に規定する事項が同一であり、無線設備（空中線）を共有していることを指す。

2 第 3 条から第 4 条の規定において前項に該当する場合は、第 5 条、第 1 1 条及び第 1 3 条の規定を準用する。

(防止区域の指定の変更)

第 1 6 条 免許担当課から免許事務処理規程第 3 2 条の 7 第 1 号の規定に基づく通知があったとき又は免許人から防止区域の指定の変更を希望する旨の申出があったときの処理は、次のとおりとする。

- (1) 法第102条の2第2項に規定する告示（以下「告示」という。）の内容に変更がある場合は、第3条から第11条まで及び第13条の規定を準用する。
- (2) 前号の場合において、伝搬障害の見込みがないときは、第6条から第9条の規定を省略できるものとする。
- (3) 前号の場合において、第10条中「第8条の判定を行った」を「第4条第1項の規定により伝搬障害の見込みがない」と読み替えるものとする。この場合において、判定に係る書類の添付は要しない。
- (4) 前3号の場合において、第3条から第5条までの規定中「指定願」とあるのは「指定変更願」と、第9条から第11条までの規定中「指定」とあるのは「指定の変更」と読み替えるものとする。
- (5) 告示の内容に変更がない場合は、第3条から第5条まで、第10条及び第11条の規定を準用する。
- (6) 前号の場合において、第10条中「第8条の判定を行った」を「第4条第1項の規定により防止区域の変更がない」と読み替えるものとする。この場合において、判定に係る書類の添付は要しない。
- (7) 前2号の場合において、第3条から第5条までの規定中「指定願」とあるのは「指定変更願」と、第10条の規定中「指定」とあるのは「指定の変更」と、第11条中「防止区域の指定」とあるのは「防止区域の変更がない総合無線局監視システム処理」と読み替えるものとする。
- (8) 伝搬障害規則第2条第2号の規定による建築主に対する通知は、様式6の通知書により行うものとする。

（防止区域の指定の解除）

第17条 免許担当課等から以下の通知等があったときは、必要に応じ、関係する免許人（免許人であった者を含む。以下この条において同じ。）に様式1の指定解除願を提出するように依頼するものとする。

- (1) 免許担当課から免許事務処理規程第32条の7の規定に基づく防止区域が消滅する旨の通知があったとき
 - (2) 免許人から防止区域の指定の解除を希望する旨の申出があったとき
 - (3) 第9条第2項の規定に基づき実際に障害が発生するまでの間防止区域の指定をした場合において実際に障害が発生したとき
- 2 免許担当課から同規程第32条の8の規定に基づく通知があったときは、必要に応じ、関係する免許人に防止区域の指定の解除について確認するものとする。
- 3 前項の確認の結果、指定の解除を要すると認められる場合について、第5条及び第11条の規定を準用する。この場合において、第5条中「指定願に記載されている事項」とあるのは「必要な事項」と、第11条中「指定」とあるのは「指定の解除」と

読み替えるものとする。

- 4 第4条、第5条、第11条及び第13条の規定は、免許人から指定解除願の提出があった場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「指定願」とあるのは「指定解除願」と、第11条及び第13条中「指定」とあるのは「指定の解除」と読み替えるものとする。
- 5 伝搬障害規則第2条第1号の規定による建築主に対する防止区域の指定の解除の通知は、様式6の通知書により行うものとする。

第3章 防止区域を表示する図面の備付け及び縦覧等

(防止区域を表示する図面等の備付け)

第18条 施行令第9条第1項の規定による防止区域を表示する図面又は防止区域が記録された電磁的記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）は、関係行政機関等の建築基準行政事務を担当する課の長に送付するものとする。この場合において、当該課の長に対し、次の事項に留意して保管を行うよう依頼するものとする。

- (1) 毀損又は汚損しないよう取り扱うこと。
- (2) あらゆる媒体による持出し又は複写は認めないこと。
- (3) 責任者を定め厳重に保管すること。

2 前項の規定により送付すべきものとされる図面又は電磁的記録媒体については、関係行政機関等の建築基準行政事務を担当する課の長に対し、それらのうち、どちらの送付を希望するかあらかじめ照会しておくものとする。

(防止区域を表示する図面等の縦覧)

第19条 地方局においては、情報通信技術利用法施行規則第6条に基づき事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により縦覧を行うものとする。

- 2 地方局長は、関係行政機関等に防止区域を表示する図面又は事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により縦覧を行うよう依頼するものとする。
- 3 地方局は、一般に縦覧を行うときは、縦覧する者に対し、適宜の様式に氏名及び住所その他必要事項を記入するよう依頼するものとし、縦覧の状況を容易に確認できる場合を除き、職員が立ち会うものとする。
- 4 管轄区域外の縦覧等の依頼に対しては、可能な範囲内において対応するものとする。
- 5 縦覧する者が、縦覧情報の写しを希望するときは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条に基づく情報公開請求の手続を行うよう説明するものとする。

(電波伝搬路の高さ情報の提供等)

第20条 閲覧又は縦覧した者のうち、高層建築物等の具体的な建築計画がある場合

等で、当該電波伝搬路の高さ情報等の提供の依頼があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 電波伝搬路の高さ情報のほか、当該高さ情報は誤差を含んでいること及び当該高さ情報等を提供したことを当該電波伝搬路に係る免許人又は普通無線通信等免許人に連絡する旨を閲覧又は縦覧した者に伝えるものとする。
- (2) 前号の規定により閲覧又は縦覧した者に対して当該高さ情報等の提供を行ったときは、必要に応じ、当該電波伝搬路に係る免許人又は普通無線通信等免許人に対し、当該高さ情報等の提供を行ったことを連絡するものとする。

(建築計画等の情報提供)

第21条 防止区域を検討する等に当たって、免許人から関係行政機関から得た建築計画等の情報の提供依頼があったときは、必要に応じ、適宜の方法で提供するものとする。

(指定予定情報の提供)

第22条 高層建築物等を建築する建築主等から、防止区域として指定が予定されている区域の情報の提供の依頼があったときは、必要に応じ、適宜の方法で提供するものとする。

第4章 防止区域における措置等

(高層建築物等予定工事届の審査等)

第23条 法第102条の3第1項の規定により、伝搬障害規則別表第1号様式の高層建築物等予定工事届（以下「予定工事届」という。）の提出があったときは、行政手続法の規定に基づき、形式審査を行うものとする。

2 工事請負人住所氏名欄（工事下請人がいる場合は、工事下請人住所氏名欄も含む。）を未定として届け出るときは、当該欄に未定と記載し、工事請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類が添付されているか確認するものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第4号の規定に基づく特定街区の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (2) 都市計画法第12条の5第3項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (3) 都市再生特別措置法第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (4) 都市再開発法第2条第1号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し

- (5) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可の通知の写し
 - (6) 地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれらに類するもの
- 3 形式審査において、当該予定工事届に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて届出者に補正を求めるものとする。
- 4 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して予定工事届が提出された場合において、電子証明書に記載されている内容と届出を行った者の名称が明らかに異なるときは、その理由を調査し、その理由が是認できるものでないとき又は電子証明書により証明されている者と届出を行った者の同一性の確認ができないときは、当該届出を無効なものとして処理するものとする。
- 5 前項の場合において、地方局長はその理由について届出者に通知するものとする。
- 6 形式審査終了後は、次の各号に留意して審査を行うものとする。
- (1) 届出に係る行為は、法第102条の3第1項に該当するものであり、かつ、伝搬障害規則第4条各号に掲げる届出を要しない工作物以外の工作物に係るものであること。
 - (2) 前号の場合において、次に掲げるものは、伝搬障害規則第4条第3号から第5号までに掲げる届出を要しないものには該当しないものであること。
 - ア 送電線柱（伝搬障害規則第4条第3号関係）
 - イ 建築物の屋上に設けられる工作物（伝搬障害規則第4条第4号及び第5号関係）

（総合無線局監理システムへの入力）

第24条 審査終了後は、予定工事届に記載されている事項を総合無線局監理システムに入力するものとする。

- 2 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出に係る電磁的記録が提出された場合にあつては、前項の規定は適用しない。

（高層建築物等変更届の提出依頼）

第25条 第23条第2項に基づく予定工事届の受付後は、当該届を提出した建築主に対し、工事請負人及び工事下請人が決まり次第速やかに、伝搬障害規則別表第2号様式の高層建築物等変更届を提出するように依頼するものとする。

（高層建築物等変更届の受付等）

第26条 第23条及び第24条の規定は、法第102条の3第2項の規定による届出

があった場合について準用する。また当該届を受付する期間は、当該高層建築物等の竣工までの期間とするものとする。

(必要事項の報告依頼)

第27条 法第102条の3第3項の規定により、第23条及び第26条の届出の記載内容では、重要無線通信障害の有無を判定できない場合に、その判定に必要な範囲の事項を建築主に対して依頼するときは、報告の期限を当該依頼書の発送日から3週間以内として、様式7の依頼書を送付して行うものとする。

(予定工事届又は高層建築物等変更届の届出の命令)

第28条 法第102条の4第1項の規定に基づき予定工事届又は高層建築物等変更届の提出を命ずるときは、提出の期限を当該命令書の発送の日から3週間以内として、様式8の命令書を送付して行うものとし、通知の方法については、第12条第1項後段の規定を準用する。

2 第26条及び第27条の規定は、前項の命令によって届出があった場合に準用する。

(重要無線通信障害の有無の判定)

第29条 予定工事届に係る高層建築物等について、判定基準に基づき、速やかに当該高層部分による重要無線通信障害の有無を判定するものとする。

2 仮設物等による重要無線通信障害の恐れについて、必要に応じ、第27条の規定を準用して当該事項の情報を入手するものとする。

3 前項の判断としては、障害なしの判定であるが、審査基準第45条別添8に規定する $U > 1$ を仮設物等の設置により満足しない場合は、重要無線通信障害の恐れがあると認められるものとする。

(判定の通知)

第30条 法第102条の5第1項の規定による建築主に対する通知は、次の各号により、予定工事届の提出があった日から3週間以内に行うものとする。ただし、法第102条の5第2項の規定により、第25条から第28条までに係る届出等があった場合は、当該届出等の提出があった日から3週間以内に行うものとする。

(1) 重要無線通信障害原因(以下「障害原因」という。)とならない旨の通知は、様式9の通知書により行うものとする。ただし、障害原因とならない旨の判定結果となった場合で、かつ、当該建築物の工事完成までに使用される仮設物等により当該無線通信回線に障害の恐れがあると認められるときは、様式10の通知書により行うものとする。

(2) 障害原因となる旨の通知は、様式11の通知書により行うものとし、通知の方

法については、第12条第1項後段の規定を準用する。

- 2 前項の場合にあつては、情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出者に通知することができる。
- 3 法第102条の5第3項の規定による通知をするときは、免許人に対するものにあつては様式12、工事の請負人に対するものにあつては様式11の通知書によるものとし、通知の方法については、第1項第2号の規定を準用する。
- 4 第1項第2号の規定に基づき障害原因となる旨の通知をした場合において、当該高層建築物等が建築基準法に基づく建築の確認申請又は許可申請を要するものであるときは関係する特定行政庁に、当該高層建築物等が経済産業省の所掌に属する電気事業及びガス事業の用に供するものであるときは経済産業局長（沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に、様式13の通知書により通知するものとする。

（障害原因とならないものとなつたときの通知等）

- 第31条 前条第1項第2号及び第3項の規定により、建築主、免許人、工事の請負人に通知した後、建築主から第26条及び第28条の規定による高層建築物等の工事変更等の届出があり、第29条の規定による判定の結果、当該高層部分が障害原因とならないものと認められるに至つたとき（法第102条の6第2号に規定する場合を除く。）は、建築主及び工事の請負人に対し、様式6の通知書により、当該免許人に対し、様式14の通知書により通知するものとする。

（防止区域の指定の際に施工中の高層建築物等に係る工事計画届の受付等）

- 第32条 法第102条の3第5項の規定による高層建築物等工事計画届の提出があつたときは、行政手続法の規定に基づき、形式審査を行うものとする。
- 2 前項の場合においては、第23条（第1項、第3項、第4項及び第5項に限る。）及び第24条の規定を準用する。この場合において「予定工事届」とあるのは、「高層建築物等工事計画届」と読み替えるものとする。
 - 3 形式審査終了後は、次の各号に留意して審査を行うものとする。
 - (1) 伝搬障害規則別表第3号様式に従つて記載され、かつ、同規則第8条各号の図面及び同条後段の施工中であることを証する書面（届出に係る行為が同規則第6条各号の一に該当する処分を要するものである場合は、当該処分書又はその写し。）が添付されていること。
 - (2) 届出に係る行為は、法第102条の3第4項に該当するものであり、かつ伝搬障害規則第4条の届出を要しない工作物以外の工作物に係るものであること。
 - 4 第1項の届出を受け付けたときは、当該届出に係る免許人に対し、様式15の通知書により通知するものとする。

第5章 伝搬障害防止のための協議に関するあっせん等

(あっせんの申出)

第33条 法第102条の7第2項の規定に基づき建築主又は免許人からあっせんの申出があったときは、様式16の申出書を提出させるものとする。この場合において、協議の相手方が2以上にわたるときは、協議の相手方ごとに提出させるものとする。

2 前項によるあっせんの申出があったときは、あっせんの申出者に対し、必要に応じ、補足説明又は資料の提出を求めるものとする。この場合において、説明事項は記録し、提出された資料とともに整理するものとする。

3 協議の当事者の一方から第1項のあっせんの申出があったときは、相手方に対し、速やかに様式17の通知書により通知するものとする。

(意見の聴取)

第34条 あっせんを行うに当たっては、様式18の通知書により双方の当事者の出頭を求め、意見を聴取するものとする。

(あっせん案の作成)

第35条 双方の当事者の意見の聴取を終わったときは、次の各号に掲げる要領により、あっせん案を作成するものとする。この場合において、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更について特に暫定措置を執る必要があるときは、局長の指示を受けるとする。

(1) 当該重要無線通信の確保のために電波伝搬路を変更し、又は当該高層建築物等の高層部分に係る工事の計画を変更することについては、双方の当事者の意見を尊重するとともに、技術的条件（無線局の周波数、置局及び設備又は建築物等の敷地、構造、設備及び用途等の条件）、経済性、工事の難易及び期間等を勘案して決定するものとする。

(2) 前号の変更による経費の負担については、双方の当事者の協議によるものとする。ただし、無線設備の工事費（設備費、機材費、人件費等を含む。）の負担について双方の当事者が希望するときは、現在の設備による伝送の品質及び通信路数を確保するために行う実現可能な必要最小限の措置に要する工事費について、次の事項を勘案して、双方の当事者が負担する割合を決定するものとする。

ア 現在の空中線の地上高

イ 建築主の希望する電波伝搬路の変更の期限

ウ その他電波伝搬路の変更について特に考慮を必要とする事項

(3) 必要があると認めるときは、関係する特定行政庁又は経済産業局長に協力を求めるものとする。

(あっせん案の提示等)

第36条 前条の規定によりあっせん案を作成したときは、双方の当事者に対して、様式19により提示して意見を求めるものとする。

(あっせん案の意見不一致等)

第37条 前条の規定により提示したあっせん案の内容について双方の当事者の意見が一致しないときは、様式20により、次に掲げる資料及び地方局長の意見を添えて局長に進達し指示を受けるものとする。

- (1) 第35条のあっせん案の写し
- (2) あっせん案に対する双方の当事者の意見
- (3) その他参考となる資料

(あっせん案の意見一致等)

第38条 あっせん案について双方の当事者の意見が一致したときは、その内容により協議を調べ、書面合意を促し、その書面の写しを地方局へ提出するよう指導するものとする。

2 前項の一致内容により、予定工事届の変更が生じる場合は、第31条の規定を準用するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第39条 あっせんを打ち切るときは、局長の指示を受けるとし、あっせんを打ち切ったときは、様式21により双方の当事者に通知するものとする。

(特定行政庁等への通知)

第40条 第36条、第37条、第38条又は前条の規定による措置を行ったときは、必要に応じ、関係する特定行政庁又は経済産業局長に通知するものとする。

第6章 違反の場合の措置等

(工事の停止又は禁止の命令)

第41条 法第102条の8第1項の規定により建築主に対し、工事の停止又は禁止を命ずるときは、局長に地方局長の意見を添えて報告し指示を受けた後、様式22の命令書を送付して行うものとする。

2 第28条第1項後段の規定は、前項の命令の場合について準用するものとする。

3 第1項の命令をしたときは、当該建築主の工事に関係する特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、様式23の通知書により通知するものとする。

(命令の撤回)

第42条 法第102条の8第3項の規定により建築主に対し、前条第1項の工事の停止又は禁止の命令を撤回するときは、様式24の命令撤回書を送付して行うものとする。

2 前項の規定により命令の撤回をしたときは、前条第3項の規定により通知した関係する特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、様式25の通知書により通知するものとする。

第7章 関係行政機関等との協力

(建築計画等の情報収集)

第43条 地方局は、関係行政機関又は建築主から建築計画等の情報の提供を円滑に受けられるように、関係行政機関及び建築主との協力を努めるものとする。

2 地方局は、防止区域に係る第23条第2項各号に掲げる情報を定期的に入手するものとする。

(指定確認検査機関への依頼)

第44条 高層建築物等に係る指定の区分及び業務内容としている指定確認検査機関に対し、伝搬障害防止事務のあらましを示したパンフレットを送付し、指定確認検査機関に来訪した建築主等に手交するよう依頼するものとする。

2 前項に規定するパンフレットは、地方局において必要に応じて送付するものとする。

3 指定確認検査機関が電磁的記録媒体の配布を希望するときは、地方局において送付するものとする。この場合において、第18条第1項後段の規定を準用するものとする。

第8章 罰則に関する措置等

(局長への指示伺い)

第45条 法第110条の2第2号、同条第3号、法第112条第5号、法第113条第22号、同条第23号、法第114条第2号及び法第116条第20号に規定される違反行為を知った時は、速やかに関係資料を添えて局長の指示を受けるものとする。

(告発)

第46条 捜査機関への告発は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき、同法第241条第1項により行うものとする。

2 前項の告発に当たっては、関係資料の保全に十分注意するものとする。

(告発の受理)

第47条 前条の規定は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第63条第1項において管轄区域を問わないものであるが、捜査機関の円滑な捜査に協力するため、予め関係する地方局及び管轄警察署と調整を進めておくものとする。

(過料事件)

第48条 過料事件の通知は、非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第161条の規定に基づき、違反行為者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。

第9章 事前協議を促進するための情報提供等

(障害可能性の判定等)

第49条 防止区域又は防止予定区域に係る高層建築物等の具体的な建築計画を有する建築主から、予定工事届の提出前の段階で、関係する免許人と自主的な協議を行いたい旨の申出があったときは、当該建築主に対し、様式26の依頼書を提出させるものとする。

- 2 前項の規定に基づき建築主から依頼書の提出があったときは、依頼書に記載されている事項を総合無線局監理システムに入力し、判定基準により、速やかに当該高層部分が障害原因となるかどうかその可能性を検討し、判定するものとする。なお、仮設物等による重要無線通信障害の恐れについては、第29条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。
- 3 障害原因となる可能性がない旨の通知は、様式27の通知書により当該建築主に対して行うものとする。
- 4 障害原因となる可能性がある旨の通知は、建築主に対するものにあつては様式28、免許人に対するものにあつては様式29の通知書により行うものとする。

第10章 防止区域以外の地域における措置等

(防止区域以外の地域における電波の伝搬障害防止措置)

第50条 普通無線通信等免許人から、当該電波伝搬路における電波の伝搬障害を防止するため電波伝搬路の情報を提供したい旨の申出があったときは、必要に応じ、様式30の掲載願に当該電波伝搬路を表示した図面等を添えて提出するよう依頼するものとする。

- 2 前項の規定に基づき普通無線通信等免許人から掲載願の提出があったときは、掲載願に記載されている事項を総合無線局監理システムに入力した上で、情報通信技術利用法施行規則第6条に基づき事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法、又は図面等を窓口等適宜の場所に備え付け、閲覧窓口制度により一般への閲覧に供するものとする。

- 3 前項の規定により図面等を閲覧した者から、当該電波伝搬路内に建築計画を有するため、関係する普通無線通信等免許人に対して建築計画の情報提供又は協議を行いたい旨の申出があったときは、速やかに関係する普通無線通信等免許人にその旨通知するものとする。
- 4 普通無線通信等免許人から当該電波伝搬路に係る掲載情報の変更の申出があった場合においては、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、第1項及び第3項中「掲載願」とあるのは「掲載変更願」と読み替えるものとする。
- 5 普通無線通信等免許人（免許人であった者を含む。以下この条において同じ。）から当該電波伝搬路に係る掲載情報の削除の申出があったときは、必要に応じ、様式30の掲載削除願を提出するよう依頼するものとする。
- 6 前項の規定により普通無線通信等免許人から掲載削除願の提出があったときは、当該電波伝搬路に係る総合無線局監理システムへの入力情報を削除するものとする。

（高層建築物等以外の工作物による電波の伝搬障害防止措置）

第51条 高層建築物等以外の工作物による電波の伝搬障害の防止については、関係する特定行政庁及び指定確認検査機関と協議して必要な措置を講ずるものとする。

第11章 報告

（防止区域の指定等に係る報告）

第52条 防止区域の指定等に関する局長への報告は、別表に定めるところにより行うものとする。

〇〇〇〇 第 X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止区域の (指定・指定変更・指定解除) 願

総 務 大 臣 殿

住 所 〒

氏 名
電 話 番 号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 印

伝搬障害防止区域の (指定・指定変更・指定解除) について

下記の電波伝搬路について、伝搬障害防止区域の (指定・指定変更・指定解除) を願いたく、別添のとおり資料を提出します。

記

(指定・変更・解除) を希望する電波伝搬路

電波伝搬路の名称	周波数帯	無線局の目的	理由	備考
〇〇~〇〇	〇〇GHz	〇〇〇用	(例) 無線区間新設のため	(注 1) (注 5)

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 指定変更願又は指定解除願の場合は、備考欄に免許番号及び免許年月日を記載すると共に、備考欄に当該変更又は解除に係る告示番号及びその年月日を記載すること。
- 2 反射板がない場合は、別添 2 の添付を要しないものとする。
- 3 指定解除願の場合は、別添の添付を要しないものとする。
- 4 不要な文字を削除すること。
- 5 同一電波伝搬路を共用する他免許人等がいる場合は、当該免許人等名を記載し、また指定変更願及び指定解除の場合は当該願を同適用する当該免許人名を記載すること。

長
辺

(別添1)

防止予定区域管理票(1)

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□		
局番号	局番号 1	局番号 5		
免許の番号	号		号	
免許年月日	年 月 日	年 月 日		
固定局名(漢字)				
固定局名(カナ)				
使用周波数 占有周波数帯幅				
都道府県名 設置場所住所				
空中線位置	□個別0 □代表(鉄塔中心) 1	□個別0 □代表(鉄塔中心) 1		
空中線位置(緯度経度)	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")		
空中線位置(XY座標値)	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)		
下り方向	空中線口径	m		
	空中線種別等	送信空中線 → (偏波) → 受信空中線		
	空中線地上高	m 誤差(m)	m 誤差(m)	
	空中線海拔高	m 誤差(m)	m 誤差(m)	
	空中線中心補正值 補正角	° ' "	° ' "	
	X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m	
	SD1	SD1間隔	SD1 m	SD1 m
		SD1中心補正值 補正角	° ' "	° ' "
		X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
	SD2	SD2間隔	SD2 m	SD2 m
SD2中心補正值 補正角		° ' "	° ' "	
X値・Y値補正值		X m Y m	X m Y m	
上り方向	下り方向に同じ	□		
	空中線口径	m		
	空中線種別等	受信空中線 ← (偏波) ← 送信空中線		
	空中線地上高	m 誤差(m)	m 誤差(m)	
	空中線海拔高	m 誤差(m)	m 誤差(m)	
	空中線中心補正值 補正角	° ' "	° ' "	
	X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m	
	SD1	SD1間隔	SD1 m	SD1 m
		SD1中心補正值 補正角	° ' "	° ' "
		X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m
SD2	SD2間隔	SD2 m	SD2 m	
	SD2中心補正值 補正角	° ' "	° ' "	
	X値・Y値補正值	X m Y m	X m Y m	
AD識別 □	伝送方式	局間距離	誤差(m)	
指定範囲 (局番号1の局からの距離)	~ ~ ~			
告示	番号			
備考				

注1 空中線位置については、緯度経度又はXY座標値(測量法に規定する平面直角座標系)の一方を選択し、記載し、緯度経度又はXY座標値は±1m以内の精度とすること。

2 SD空中線については、中心補正值・中心補正角又はX値・Y値補正值の一方を選択し、記載すること。

3 空中線位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測定の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

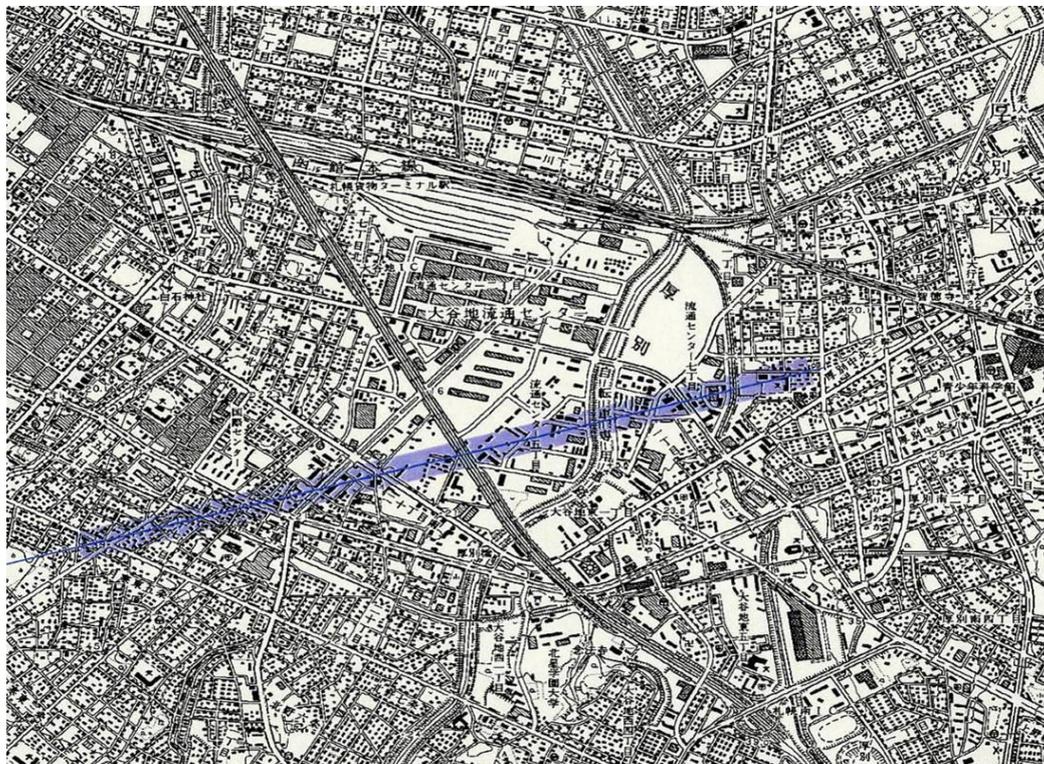
(別添2)

防止予定区域管理票(2)(反射板情報)

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□	
局番号	局番号2	局番号3	
反射板名(漢字) 反射板名(カナ)			
都道府県名 設置場所住所			
反射板位置	<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1	<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1	
反射板位置(緯度経度)	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	
反射板位置(XY座標値)	原点() X 誤差(m) m Y 誤差(m) m	原点()	X 誤差(m) m Y 誤差(m) m
反射板対角径	m		m
反射板地上高	m 誤差(m)		m 誤差(m)
反射板海拔高	m 誤差(m)		m 誤差(m)
備考	局番号4		
	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")		
	<input type="checkbox"/> 個別0 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)1		
	原点	X 誤差(m) m Y 誤差(m) m	
		m 誤差(m)	
	m 誤差(m)		

注1 反射板位置については、緯度経度又はXY座標値の一方を選択し、記載すること。
 2 反射板位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

電波伝搬路及び指定予定範囲（下記地図の帯状の部分）



長
辺

※ 既存、建築中又は計画中の高層建築物等は点で、「特定街区」等による都市計画等の場合は当該計画区域を赤線で囲むなどして、適宜明記願います。

短 辺（日本工業規格A列4番）

高層建築物等（都市計画等）の概要

- 1 電波伝搬路の名称
- 2 指定予定範囲内の高層建築物等（都市計画等）の概要
- (1) 建築主の名称又は商号
- (2) 建物（都市計画）の名称
- (3) 高層建築物等の所在地の住所及び指定範囲の起点からの距離（当局送付地図（別紙）の関係部分をコピーの上、場所を明記して参考として添付してください。）
- (4) 当該建築物の最高部の高さ
- | | | | |
|-----|---|-----|---|
| 地表高 | m | 海拔高 | m |
|-----|---|-----|---|
- (5) 工事（都市計画決定）の時期
- ① 既存の場合
完了（都市計画決定）時期 年 月 日
都市計画の告示番号
- ② 建築中又は計画中の場合
年 月 日頃着手（又は予定）
年 月 日頃完了（又は予定）
- 3 指定に当たっての意見
- 4 本件担当者・連絡先

長
辺

短 辺（日本工業規格A列4番）

注 不要の文字を削除すること。

長
辺

〇〇〇 第 XX 号 □□XX年XX月XX日				
総合通信基盤局長 殿 (電波部基幹通信課)				
○ ○総合通信局長 (注1)				
伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)について				
標記について、(申請者又は免許人名)から下記の電波伝搬路に係る伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)願の提出があり、審査の結果、伝搬障害防止区域の(指定・指定の変更・指定の解除)を要すると認められるので、電波伝搬障害防止事務処理規程第52条の規定に基づき、下記の資料を添えて報告します。				
記				
1 申請者又は免許人名、電波伝搬路の名称等				
申請者又は 免許人名	免許番号	電波伝搬路の名称	周波数帯	無線局の目的
2 添付資料				
(1) 防止区域指定等審査表				
(2) 防止予定区域における電波伝搬路の拡大見通し図				
(3) 建築計画等との障害検討結果				
(4) 関係行政機関の意見				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 指定変更に係る報告の場合は、上記2(2)から(3)までの資料については変更のあったものを添付すること。
3 指定解除に係る報告の場合は、上記2(2)から(3)までの資料の添付を要しない。
4 指定変更は無く総合無線局監理システムの変更処理の場合は、注2並びに関係する資料を添付すること。
5 不要の文字を削除すること。

防止区域指定等審査表(指定・変更・解除)

申請者又は免許人名		指 定	変 更	解 除
電波伝搬路の名称				
無線局の目的	<input type="checkbox"/> 電気通信業務用 <input type="checkbox"/> 放送業務用 <input type="checkbox"/> 人命・財産の保護用 <input type="checkbox"/> 気象業務用 <input type="checkbox"/> 電気供給業務用 <input type="checkbox"/> 列車運行業務用	<input type="checkbox"/> 水防・消防用 <input type="checkbox"/> 防災行政用 <input type="checkbox"/> 航空保安用 <input type="checkbox"/> 海上保安用 <input type="checkbox"/> 警察用 <input type="checkbox"/> 治安維持用		
使用周波数は890MHz以上か				—
指定区域の クリアランス	4.5m以上か 4.5m以上であるが、都市計画法等その他法令に係る建築物による伝搬障害が発生する見込みである場合、実際に障害が発生するまでの間当該障害発生見込み部分を除外した防止区域の指定を希望しているかどうか			—
既存の高層建築物等による第1フレネルゾーンの遮蔽率は0であるか				—
伝搬路及び防止予定区域を記載の地図が添付されているか				—
地図には伝搬路の位置及び距離並びに防止予定区域が正確に記入されているか				—
指定回線の設置場所、使用周波数及び海拔高等は免許内容と相違ないか				—
地図上部に記載された地図名称及び地図を送付する特定行政庁名(括弧内の記載)	① _____ : (_____) (_____) (_____) ② _____ : (_____) (_____) (_____) ③ _____ : (_____) (_____) (_____) ④ _____ : (_____) (_____) (_____) ⑤ _____ : (_____) (_____) (_____) ⑥ _____ : (_____) (_____) (_____) ⑦ _____ : (_____) (_____) (_____)			
関係行政機関の意見は支障なしであるか				—
指定時の告示	平・昭 年第 号 項 区分			
変更時の告示(1回目の変更)	平・昭 年第 号 項 区分			
変更時の告示(2回目の変更)	平・昭 年第 号 項 区分			
その他(注2)				
◎上記各項目の審査の結果  指定、変更、解除 できる。 / できない。				

注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
 2 参考となる情報を記載すること。

様式4（第12条関係）

長 辺	○○○○第××××号 □□××年××月××日
	○○総合通信局長 ㊟ (注)
(申請者又は免許人) 殿	
伝搬障害防止区域として指定しない旨の通知書	
□□○○年○○月○○日付け○○○○第××××号で提出のあった伝搬障害防止区域の指定願については、 下記のとおり指定しないこととしたので、通知する。	
行政事件訴訟法第46条第2項及び行政不服審査法第57条第1項により次のことを教示する。 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあった事を知った日の翌日から起算して60 日以内に異議申立てをすることができる。 なお、この処分については、電波法第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取 消しの訴えを提起することができる。	
記	
1 電波伝搬路の名称	
2 指定しない理由	

短 辺（日本工業規格A列4番）

注 「○○総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

様式5（第13条、第16条及び第17条関係）

長 辺		〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
	(申請者又は免許人) 殿	
		〇〇総合通信局長 ㊟ (注1)
	伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)通知書	
	□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)願については、下記により(指定・指定を変更・指定を解除)し告示したので、通知する。	
	記	
	(指定・指定変更・指定解除)に係る告示 □□〇〇年〇〇月〇〇日 総務省告示第〇〇〇号	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

2 不要の文字を削除すること。

様式 6 (第 16 条、第 17 及び第 31 条関係)

長 辺	〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日 (注 2)
	伝搬障害防止区域の指定解除等通知書
	(建築主) 殿
	総 務 大 臣 ㊟
<p>□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の(高層建築物等予定工事届・高層建築物等変更届)に係る高層建築物等(場所)については、□□〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第××××号をもって重要無線通信障害原因となる旨の通知を行ったが、(注 1)電波法による伝搬障害の防止に関する規則第 2 条の規定により通知する。</p> <p>なお、上記に係る重要無線通信障害原因部分 別紙の部分 併せてこの旨通知する。</p>	
短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)	

注 1 伝搬障害規則第 2 条の規定に従い、次により記載すること。

- (1) その通知書に記載した電波伝搬路に係る伝搬障害防止区域の指定を解除したので、
- (2) その工事は、伝搬障害防止区域内においてするものでないものとなったので、
- (3) 別紙の部分については、重要無線通信障害原因とならないものとなったと認めたので、

2 次により記載すること。

- (1) 注 1 の(1)及び(2)の場合は、当該伝搬障害防止区域の指定を解除又は変更した日(告示の日)とすること。
- (2) 注 1 の(3)の場合は、当該高層部分のうち障害原因とならないものとなった部分のあることを認めた日とすること。

3 不要の文字を削除すること。

様式 7 (第 27 条関係)

長 辺	〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
	電波伝搬障害判定の必要事項報告依頼書
	(建築主) 殿
	総 務 大 臣 ㊟
	□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の(高層建築物等予定工事届・高層建築物等変更届)に係る届出を受理したが、電波の伝搬障害を生ずる原因となるか判定できないため、電波法第 102 条の 3 第 3 項の規定に基づき、下記の必要事項について報告を求める。
	記
	1 必要事項
	2 報告期限 □□××年××月××日

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 不要の文字を削除すること。

様式8（第28条関係）

〇〇〇〇第××××号
高層建築物等工事届出提出の命令書
（建築主） 殿
貴殿は、（場所）において電波法第102条の3第1項（注1）の規定による届出をしないで工事に着手しているので、同法第102条の4第1項の規定に基づき、同法第102条の3第1項（注1）に規定する届出事項を電波法による伝搬障害の防止に関する規則別表第（注2）号様式に記載し、かつ、同規則第8条に規定する図面を添付し、□□××年××月××日までに届け出るよう命ずる。
行政事件訴訟法第46条第2項及び行政不服審査法第57条第1項により次のことを教示する。 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあった事を知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができる。 なお、この処分については、電波法第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。
□□××年××月××日
総 務 大 臣 ㊟

長
辺

短 辺（日本工業規格A列4番）

- 注1 法第102条の3第2項、同条第6項及び法第102条の4第2項の規定による届出を命ずる場合は、それぞれの条項に読み替えること。
- 2 法第102条の3第1項の規定による届出を命ずる場合は「1」、同条第2項（同条第6項及び法第102条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出を命ずる場合は「2」と記載すること。

様式9（第30条関係）

〇〇〇〇第××××号
□□××年××月××日

重要無線通信障害原因とならない旨の通知書

（建築主） 殿

総 務 大 臣 ㊟

長
辺

□□〇〇年〇〇月〇〇日付け（文書番号がある場合は、その番号を記載する。）の（高層建築物等予定工事届・高層建築物等変更届）（場所）に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線通信障害原因とならないと認められるので、電波法第102条の5第1項及び第2項の規定により通知する。

短 辺（日本工業規格A列4番）

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

重要無線通信障害原因とならない旨の通知書

(建築主) 殿

総 務 大 臣 ㊟

□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の(高層建築物等
予定工事届・高層建築物等変更届)(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線
通信障害原因とならないと認められるので、電波法第 102 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定により
通知する。

なお、当該高層建築物等の施工に際し、仮設物等の使用により重要無線通信に障害を与える恐れ
があるため、工事着工に当たっては下記の免許人と十分調整されたい。

記

- 1 重要無線通信の免許人名
- 2 重要無線通信の電波伝搬路
- 3 連絡先

〇〇〇〇第××××号
□□××年××月××日

重要無線通信障害原因となる旨の通知書

(建築主又は請負人) 殿

総 務 大 臣 ㊦

長 辺
□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の(高層建築物等予定工事届・高層建築物等変更届)(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、下記のとおり重要無線通信障害原因となると認められるので、電波法第 102 条の 5 第(注 1)項の規定により通知する。

記

- 1 障害となる重要無線通信の免許人及びその電波伝搬路
- 2 障害原因部分 別紙のとおり
- 3 障害原因となる理由
- 4 その他必要な事項
行政事件訴訟法第 46 条第 2 項及び行政不服審査法第 57 条第 1 項により次のことを教示する。
この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあった事を知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをすることができる。
なお、この処分については、電波法第 96 条の 2 の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

参 考

- 1 電波法第 102 条の 6 の規定により、この通知を受けた日から 2 年間は、この通知に係る障害原因部分に係る工事を行ってはならないことになっている。
- 2 参照条文
(注 2)

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 建築主宛ての場合は「第 1 項及び第 2 項」と、請負人宛ての場合は「第 3 項」と記載すること。

2 法第 102 条の 6 及び第 102 条の 7 を記載すること。

様式 12 (第 30 条関係)

			〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
			重要無線通信障害原因となる旨の通知書
		(免許人) 殿	
			総務大臣 ㊟
長 辺			下記の建築主から届出(□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。))の あった高層建築物等は、貴所属(〇〇〇~〇〇〇)固定局間の重要無線通信障害原因となると認められるので、 電波法第102条の5第3項の規定により通知する。
			記
		1 建築主の氏名又は名称及び住所	電話 番
		2 工事請負人の氏名又は名称及び住所	電話 番
		3 敷地の位置(地名、地番)	
		4 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高	
		5 高層部分の構造及び主要材料	
		6 高層部分の形状及び障害原因部分 別紙のとおり	
		7 その他	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

様式 13 (第 30 条関係)

	〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
	重要無線通信障害原因通知を行った旨の通知書
	(関係する特定行政庁 又は経済産業局長) 殿
	〇〇総合通信局長 ㊟ (注)
長 辺	電波法第 102 条の 5 第 1 項の規定により、□□〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇第××××号をもって(建築主の氏名又は名称)の届出に係る高層建築物等(場所)が重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を行ったので、通知する。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

様式14（第31条関係）

	〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
	重要無線通信障害原因とならないものとなった旨の通知書
	(免許人) 殿
	〇〇総合通信局長 ㊟ (注1)
長 辺	(建築主の氏名又は名称)の届出に係る高層建築物等(場所)について、□□〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇 〇〇第××××号をもって重要無線通信障害原因となる旨の通知を行ったが、(注2)により、当該高層部分が 重要無線通信障害原因とならないものとなったと認められるので、通知する。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 当該高層部分が障害原因とならないものと認められるに至った理由を記載すること。

様式 15 (第 3 2 条関係)

			〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
			高層建築物等工事計画届があった旨の通知書
	(免許人) 殿		
		〇〇総合通信局長	Ⓜ (注)
長 辺		貴所属(〇〇〇~〇〇〇)固定局間に係る伝搬障害防止区域において、下記の建築主から高層建築物等工事 計画届(□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。))が提出されたので、 通知する。	
			記
	1	建築主の氏名又は名称及び住所	電話 番
	2	工事請負人の氏名又は名称及び住所	電話 番
	3	敷地の位置(地名、地番)	
	4	高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高	
	5	高層部分の構造及び主要材料	
	6	工事着手予定年月日	
	7	工事完了予定年月日	
	8	その他	

短 辺(日本工業規格A列4番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

様式 16 (第 33 条関係)

〇〇〇〇 第 X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止の協議に関するあっせん申出書

総 務 大 臣 殿

住 所 干 (注)

氏 名 印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

長
辺

電波法第 102 条の 7 第 2 項の規定に基づき、下記内容について、あっせんを申出します。

記

- 1 伝搬障害原因となる旨の通知書の年月日及び番号
- 2 協議の相手方の氏名
- 3 あっせん申出の事由
- 4 相手方との協議の経緯
- 5 意見又は希望
- 6 参考事項

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 代理人を選任する場合は、申出者記入欄下部に、代理人住所、氏名、職業及び電話番号を記載し、押印すること。

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止の協議に関するあっせん申出の通知書

(あっせん申出の相手方) 殿

総 務 大 臣 ㊟

長
辺

電波法第 102 条の 7 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりあっせんの申出があったので通知する。

記

- 1 あっせん申出日
- 2 あっせん申出者氏名
- 3 代理人氏名
- 4 伝搬障害原因となる旨の通知書の年月日及び番号
- 5 あっせん申出の事由
- 6 協議の経緯
- 7 意見又は希望
- 8 参考事項

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止の協議に関するあっせんの意見聴取出頭通知書

(双方の当事者) 殿

総 務 大 臣 ㊟

電波法第 102 条の 7 第 2 項の規定に基づき、あっせんを行うために意見を聴取するので、下記により出頭されたい。

記

- 1 伝搬障害原因となる旨の通知書の年月日及び番号
- 2 日時
- 3 場所
- 4 主宰者
- 5 意見聴取立会者

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

様式 19 (第 36 条関係)

〇〇〇〇第 X X X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止の協議に関するあっせん案の提示書

(双方の当事者) 殿

総 務 大 臣 ㊟

電波法第 102 条の 7 第 2 項の規定に基づき、別添のとおりあっせん案を提示するので、意見がある場合は、□□ X X 年 X X 月 X X 日までに提出されたい。

長
辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

様式 20 (第 37 条関係)

長
辺

	〇〇〇〇 第 XX 号 □□XX年XX月XX日
総合通信基盤局長 殿 (電波部基幹通信課)	
	〇 〇総合通信局長 (注 1)
伝搬障害防止の協議に関するあっせん案の意見不一致について (進達)	
標記について、電波伝搬障害防止事務処理規程第 37 条の規定に基づき、下記のとおり進達するので、指示方よろしく取り計らい願います。	
記	
1	あっせん申出日
2	あっせん申出者氏名
3	代理人氏名
4	相手方当事者氏名
5	相手方当事者代理人氏名
6	伝搬障害原因となる旨の通知書の年月日及び番号
7	地方局長意見
8	添付資料

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 不要の文字を削除すること。

様式 2 1 (第 3 9 条関係)

長
辺

	〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
伝搬障害防止の協議に関するあっせんの打ち切り通知書	
(双方の当事者) 殿	
	総 務 大 臣 ㊟
電波法第 1 0 2 条の 7 第 2 項の規定に基づき、□□××年××月××日付〇〇〇〇第××××号 (注) によりあっせん案を提示したが、両者意見一致を見出すことは困難と判断したので、この通知をもってあっせんを打切る。	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 複数回のあっせん案を提示したときは、その複数回の文書期日及び決裁番号を下記により記載すること。

様式 2 2 (第 4 1 条関係)

			〇〇〇〇第 X X X X 号	
		工事	停止 禁止	命令書
	(建築主)	殿		
長	貴殿が(場所)において、	現に工事中の 近く工事を予定している		工作物で地表からの高さが 3 1 メートルを超える
辺	部分の建築は、電波法第 1 0 2 条の 8 第 1 項第 (注 1) 号に該当するので、同項の規定により、(□□X 年 X X 月 X X 日まで (注 2)) その部分の工事を (注 3)。			
				行政事件訴訟法第 4 6 条第 2 項及び行政不服審査法第 5 7 条第 1 項により次のことを教示する。 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあった事を知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に異議申立てをすることができる。 なお、この処分については、電波法第 9 6 条の 2 の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。
				□□X 年 X X 月 X X 日
				総 務 大 臣 ㊟

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 法第 1 0 2 条の 8 第 1 項の第 1 号に該当する命令は「1」、第 2 号に該当する命令は「2」と記載すること。
2 期間を定めない場合 (現に工事中のものに限る。) は、空白とすること。
3 停止命令は工事中の場合とし「停止すること及び請負人に停止させることを命ずる」と、禁止命令は工事予定の場合とし「行うこと及び請負人に行わせることを禁止する」と記載すること。
4 不要な文字を削除すること。

様式23（第41条関係）

長 辺				〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
		工事	停止 禁止	命令をした旨の通知書
	(関係する特定行政庁 又は指定確認検査機関)	殿		〇〇総合通信局長 ㊟ (注1)
	(建築主の氏名又は名称)の建築に係る高層建築物等(場所)の高層部分の工事については、電波法第102条の8第1項第(注2)号に該当するので、同項の規定により、□□××年××月××日付け〇〇〇〇第××××号をもって(□□××年××月××日まで(注3))その高層部分の工事 停止 禁止 を命じたので、通知する。			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 法第102条の8第1項の第1号に該当する命令は「1」、第2号に該当する命令は「2」と記載すること。
3 期間を定めなかった場合は、空白とすること。
4 不要な文字を削除すること。

様式24（第42条関係）

			〇〇〇〇第××××号
		工事 停止 禁止	命令撤回書
	(建築主) 殿		
長 辺	□□××年××月××日付け〇〇〇〇第××××号による工事 停止 禁止 の命令は、下記の理由をもって電波法 第102条の8第3項の規定により撤回する。		
	理由		
	□□××年××月××日		
			総務大臣 ㊟

短 辺（日本工業規格A列4番）

注 不要な文字を削除すること。

様式25 (第42条関係)

長 辺				〇〇〇〇第××××号 □□××年××月××日
			工事 停止 禁止 命令撤回の通知書	
	(関係する特定行政庁 又は指定確認検査機関)	殿		〇〇総合通信局長 ㊟ (注1)
				□□××年××月××日付け〇〇〇〇第××××号をもって(建築主の氏名又は名称)に対し行った高 層建築物等(場所)の工事 停止 禁止 の命令は、電波法第102条の8第3項の規定により□□××年×× 月××日付けで撤回したので、通知する。

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 不要な文字を削除すること。

様式 26 (第 49 条関係)

伝 搬 障 害 可 能 性 判 定 依 頼 書				
〇〇総合通信局長 殿 (注 1)		□□××年××月××日		
	住 所 氏 名	印		
次の高層建築物等について、伝搬障害可能性判定を依頼したく、別紙の図面 (注 2) を提出します。				
長 辺	1	建築主氏名又は名称及び住所	電話	番
	2	工事の種類		
	3	敷地の位置 (地名・地番)		
	4	高層建築物等の最高部の地表高及び び海拔高		
	5	高層部分の構造及び主要材料		
	6	工事着手予定年月日		
	7	工事完了予定年月日		
	8	その他参考となる事項		

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所長にあつては、「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 別紙の図面は伝搬障害規則第 8 条に準ずるものとする。

様式 27 (第 49 条関係)

長
辺

○○○○第××××号 □□××年××月××日
重要無線通信障害原因となる可能性がない旨の通知書
(建築主) 殿
○○ 総合通信局長 ㊟ (注 1)
□□○○年○○月○○日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の伝搬障害可能性判定依頼書(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線通信障害原因となる可能性がないと認められるので、通知する。 なお、当該高層建築物等の施工に際し、仮設物等の使用により重要無線通信に障害を与える恐れがあるため、工事着工に当たっては下記の免許人と十分調整されたい。
記
1 重要無線通信の免許人名 2 重要無線通信の電波伝搬路 3 連絡先
注 この通知は、電波法第 102 条の 5 に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 「○○総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
2 不要な文字を削除すること。

〇〇〇〇第××××号
□□××年××月××日

重要無線通信障害原因となる可能性がある旨の通知書

(建築主) 殿

〇〇総合通信局長 ㊟
(注)

長 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の伝搬障害可能性判定依
辺 頼書(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線通信障害原因となる可能性がある
と認められるので、通知する。

記

- 1 障害が起こる可能性がある重要無線通信の免許人及びその電波伝搬路
- 2 障害原因となる可能性がある部分 別紙のとおり
- 3 障害原因となる可能性があると認められる理由

注 この通知は、電波法第 102 条の 5 に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

〇〇〇〇第××××号
□□××年××月××日

重要無線通信障害原因となる可能性がある旨の通知書

(免許人) 殿

〇〇総合通信局長 ㊟
(注)

長 下記の建築主から伝搬障害可能性判定依頼(□□〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番
辺 号を記載する。))のあった高層建築物等については、貴所属(〇〇〇~〇〇〇)固定局間の重要無線通信障害
原因となる可能性があるとして認められるので、通知する。

記

- | | | | |
|---|------------------------|--------|---|
| 1 | 建築主の氏名又は名称及び住所 | 電話 | 番 |
| 2 | 敷地の位置(地名、地番) | | |
| 3 | 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高 | | |
| 4 | 高層部分の構造及び主要材料 | | |
| 5 | 高層部分の形状及び障害原因の可能性のある部分 | 別紙のとおり | |
| 6 | その他 | | |

注 この通知は、電波法第 102 条の 5 に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては「沖縄総合通信事務所長」とすること。

〇〇〇〇 第 X X 号
□□ X X 年 X X 月 X X 日

電波伝搬路の情報 (掲載・掲載変更・掲載削除) 願

総 務 大 臣 殿

住 所 〒

氏 名 印

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

長
辺

電波伝搬路の情報 (掲載・掲載変更・掲載削除) について

下記の電波伝搬路情報について、伝搬障害防止区域図面 (への掲載・の掲載変更・からの掲載削除) を願いたく、別添のとおり資料を提出します。

記

(掲載・掲載変更・掲載削除) を希望する電波伝搬路

電波伝搬路の名称	周波数帯	理由	備考
〇〇~〇〇	〇〇GHz	(例) 無線区間新設のため	(注 1)

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 備考欄に免許番号及び免許年月日を記載すること。
2 反射板がない場合は、別添 2 の添付を要しないものとする。
3 掲載削除願の場合は、別添の添付を要しないものとする。
4 不要の文字を削除すること。

(別添1)

電波伝搬路情報管理票(1)

年 月 日

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□		
局番号	[局番号1]	[局番号5]		
免許の番号	号	号		
免許年月日	年 月 日	年 月 日		
無線局：名称				
使用周波数	MHz	MHz		
占有周波数帯	MHz	MHz		
併設周波数	GHz	GHz		
都道府県／市区町村				
設置場所住所				
種類(掲載・変更)				
空中線位置	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 代表(鉄塔中心)		
空中線位置(緯度経度)	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")	E ° ' " 誤差(") N ° ' " 誤差(")		
空中線位置(XY座標値)	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)	原点() X m 誤差(m) Y m 誤差(m)		
下り方向	空中線口径	m		
	空中線種別等	送信空中線() → (偏波) → 受信空中線()		
	空中線地上高	m 誤差(m)	m 誤差(m)	
	空中線海拔高	m 誤差(m)	m 誤差(m)	
	空中線中心補正值 補正角	° ' " m	° ' " m	
	空中線XY補正值	X m Y m	X m Y m	
	SD1	SD1間隔	m	
		SD1中心補正值 補正角	° ' " m	° ' " m
		SD1XY補正值	X m Y m	X m Y m
	SD2	SD2間隔	m	
		SD2中心補正值 補正角	° ' " m	° ' " m
		SD2XY補正值	X m Y m	X m Y m
	上り方向	空中線口径	m	
		空中線種別等	送信空中線() → (偏波) → 受信空中線()	
空中線地上高		m 誤差(m)	m 誤差(m)	
空中線海拔高		m 誤差(m)	m 誤差(m)	
空中線中心補正值 補正角		° ' " m	° ' " m	
空中線XY補正值		X m Y m	X m Y m	
SD1		SD1間隔	m	
		SD1中心補正值 補正角	° ' " m	° ' " m
		SD1XY補正值	X m Y m	X m Y m
SD2		SD2間隔	m	
		SD2中心補正值 補正角	° ' " m	° ' " m
		SD2XY補正值	X m Y m	X m Y m
備考				

- 注1 空中線位置については、緯度経度又はXY座標値(測量法に規定する平面直角座標系)の一方を選択し、記載し、緯度経度又はXY座標値は±1m以内の精度とすること。
- 2 SD空中線については、中心補正值・中心補正角又はX値・Y値補正值の一方を選択し、記載すること。
- 3 空中線位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

電波伝搬路情報管理票（2）

種類（掲載・変更）

電波伝搬路の名称 ~

周波数帯 Hz 帯

空中線又は無給電中継装置の設置場所間の距離（下記1の地点から2の地点まで） km

掲載年月日等

変更年月日等

1. 空中線又は無給電中継装置の設置場所、高さ及び免許年月日並びに免許番号
 設置場所
 地上高 m 海拔高 m 免許年月日 年 月 日 免許番号
2. 空中線又は無給電中継装置の設置場所、高さ及び免許年月日並びに免許番号
 設置場所
 地上高 m 海拔高 m 免許年月日 年 月 日 免許番号

AD識別	伝送方式	局間距離	Km 誤差 m
反射板			
コメント			

(別添 2)

電波伝搬路情報管理票 (反射板情報)

免許人名		ルート番号 □-□□□-□□□□□	
局番号	[局番号 2]	[局番号 3]	
反射板 : 名称			
都道府県 / 市区町村			
設置場所住所			
反射板位置	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 代表 (鉄塔中心)	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 代表 (鉄塔中心)	
反射板位置 (緯度経度)	E ° ' " 誤差 (") N ° ' " 誤差 (")	E ° ' " 誤差 (") N ° ' " 誤差 (")	
反射板位置 (XY座標値)	原点 () X m 誤差 (m) Y m 誤差 (m)	原点 () X m 誤差 (m) Y m 誤差 (m)	
反射板対角径	m		m
反射板地上高	m 誤差 (m)		m 誤差 (m)
反射板海拔高	m 誤差 (m)		m 誤差 (m)
局番号	[局番号 4]		
反射板 : 名称			
都道府県 / 市区町村			
設置場所住所			
反射板位置	<input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 代表 (鉄塔中心)		
反射板位置 (緯度経度)	E ° ' " 誤差 (") N ° ' " 誤差 (")		
反射板位置 (XY座標値)	原点 X m 誤差 (m) Y m 誤差 (m)		
反射板地上高	m 誤差 (m)		
反射板海拔高	m 誤差 (m)		

備考

- 注 1 反射板位置については、緯度経度又はXY座標値の一方を選択し、記載すること。
- 2 反射板位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②～⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明 (既設無線局の場合等) な場合である。

別表（第52条関係）

区 分		報告時期	報告様式	添付資料	
1	防止区域の指定等	①防止区域の指定を要すると認められるとき	指定を要すると認められる都度	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・防止区域指定等審査表 ・防止予定区域における電波伝搬路の拡大見通し図 ・建築計画等との障害検討結果 ・関係行政機関の意見
		②防止区域の指定の変更を要すると認められるとき	指定の変更を要すると認められる都度	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・防止区域指定等審査表 ・①の報告に添付した資料で変更のあったもの
		③防止区域の指定の変更は無いが、総合無線局監理システムの処理を要すると認められるとき	総合無線局監理システムの処理を要すると認められる都度	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・①の報告に添付した資料で変更のあったもの
		④防止区域の指定の解除を要すると認められるとき	指定の解除を要すると認められる都度	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・防止区域指定等審査表
2	障害原因となる旨の判定	障害原因となる旨の判定を行った都度	適宜様式	<ul style="list-style-type: none"> ・様式11～13の写し 	
3	障害原因となる旨の判定後の協議の経過、結果又は措置内容	情報の提供があった都度	適宜様式	<ul style="list-style-type: none"> ・免許人と建築主が伝搬障害防止のために協議した場合における協議の経過及び結果 ・必要な措置により障害原因がなくなった場合におけるその措置の内容 ・様式14の写し 	
4	工事の停止又は禁止の命令等	停止又は禁止の命令等を行った都度	適宜様式	<ul style="list-style-type: none"> ・法第102条の8第1項の規定による工事の停止若しくは禁止を命令又は同条第3項の規定による命令の撤回をした場合におけるその概要 ・様式22～23又は様式24～25の写し 	
5	その他必要な事項	報告が必要と認められる都度	適宜様式	<ul style="list-style-type: none"> ・報告が必要と認められる資料等 	